

就職・産業振興部会における今後の取組みと ワーキンググループの設置について（案）

就職・産業振興部会（以下、「本部会」という。）、第2回部会の「令和4年度就職・産業振興部会の指針」にて、地域企業の魅力の情報発信、認知度向上など様々な施策を実施・展開するとともに、産業振興に資する新たな雇用創出を目指し、地域の大学等高等教育機関、企業及び自治体等との連携事業をさらに活発化させる、としたところです。

この指針の「課題解決方策」として、下記に示すとおり、①学生の就職選定の実態把握をはじめとする6つの大きな方針を打ち出したところですが、具体的に議論を深め実践していくには部会員のご意見が必要と考えています。

本部会においては、部会員の皆様から取組みたい事項についてご意見を伺いたいと考えておりますので「別紙」にご記入のうえ、事務局までご提出してください。

記

「令和4年度就職・産業振興部会の指針」と「課題解決方策」について（第2回部会）
（指針）

県内就職推進強化のため、地域企業の魅力の情報発信、認知度向上など、様々な施策を実施・展開するとともに、産業振興に資する新たな雇用創出を目指し、地域の大学等高等教育機関、企業及び自治体等との連携事業をさらに活発化させる。

（就職・産業振興部会に関する課題解決方策）

- ① 学生の就職選定の実態把握
- ② 地域や企業の魅力発信の推進
- ③ 地域企業における労働生産性向上に向けた取組
- ④ U・I・J ターンの人口増大への取組
- ⑤ 社会人・企業人向けの専門性の高いリカレント教育やリスクリテラシー教育の実施
- ⑥ DX 化やグローバル化推進への取組

【別紙】

就職・産業振興部会における今後の取組について（調べ）

就職・産業振興部会において、今後実践的に取組みたい事項を下表にご記入のうえ、事務担当までご提出ください。

構成員名：

取組みたい事項	その理由

- (1) 現在取り組んでいる既存事業の継続・改善・進展も対象となります。
- (2) 各構成員内で実践している事項であっても「大学・地域共創プラットフォーム香川」の目的に沿っているものであればご提案ください。

回答期限：令和4年10月14日（金）

問合せ先：就職・産業振興部会 担当 藤澤

TEL：(087)832-1356

E-mail：fujisawa.kazuhito.j7@kagawa-u.ac.jp

提出先：就職・産業振興部会 事務担当 石田

E-mail：platform-kagawa-h@kagawa-u.ac.jp

大学・地域共創プラットフォーム香川部会設置規程

(目的)

第1条 大学・地域共創プラットフォーム香川（以下「プラットフォーム」という。）に、プラットフォーム規約第13条第2項の規定に基づき、次の部会を置く。

- (1) 進学・教育部会
- (2) 就職・産業振興部会
- (3) 地域活性化部会

(所掌事項)

第2条 各部会は、総会及び運営委員会の方針を受け、次に掲げる事項を所掌し、関連事業を実施する。

(1) 進学・教育部会

- イ 県内進学の促進に向けた県内高等学校等との連携に関する事項
- ロ 県内大学等の情報発信に関する事項
- ハ その他県内進学の促進、教育の向上に関する事項

(2) 就職・産業振興部会

- イ 県内大学等との連携による県内企業への就職促進に関する事項
- ロ 産業振興のための地域と県内大学等の連携による共同研究に関する事項
- ハ PBL（課題解決型学習）及びリカレント教育の推進に関する事項
- ニ その他県内就職・産業振興に関する事項

(3) 地域活性化部会

- イ 県内大学等と連携した地域社会を支える人材の育成及び人材の定着に関する事項
- ロ 県内大学等と連携した地域づくりに関する事項
- ハ その他地域の連携促進に関する事項

(組織)

第3条 部会は、部会員をもって組織する。各部会の部会員は、別に定める。

- 2 部会に、事業を管理する幹事及びその補佐をする副幹事を置く。
- 3 幹事及び副幹事は、部会員のうちから、会長が推薦し、部会において互選により選任する。
- 4 幹事及び副幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 幹事及び副幹事は、前項の規定にかかわらず、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。
- 6 部会に、部会長を置く。部会長は幹事の中から選任する。

(事業の実施)

第4条 幹事は、部会員と連携し、所掌事項の関連事業を実施する。

2 関連事業の実施その他必要な事項は、幹事と部会員の協議により定める。

3 総会及び運営委員会の承認を受けていない新たな事業が、部会員から提案された場合においては、所掌事項の範囲内において、幹事の判断により、その事業を実施することができるものとする。

(ワーキンググループ)

第5条 部会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループのメンバーは、部会員の中から幹事が選任する。

3 ワーキンググループの所管事項その他必要な事項は、部会が定める。

(事務)

第6条 部会の事務は、各部会の幹事において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附則

1 この規定は、令和4年3月28日から施行する。

2 この規約の施行後、最初に任命される第3条第2項に定める幹事及び副幹事の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。